

砂川事件最高裁判決によって集団的自衛権の行使が認められるとの俗論を排す

深 草 徹

1 はじめに

集団的自衛権行使容認に向けて、自民党・高村副総裁が、自民党内及び与党間の意見調整にむけて活発に動いている。

4月2日、高村氏は、砂川事件最高裁判決（以下「砂川判決」という。）を持ち出し、最高裁は主権国家に固有の権利として自衛権を認めているとし、国連憲章51条も、加盟国は個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを定めている、だからわが国は、個別的であれ、集団的であれ、必要最小限度の自衛権を有しているのだと主張した。

さらに3日、NHKは以下のように報じた。

「自民党の高村副総裁は集団的自衛権の行使容認を巡って3日、国会内で行使容認に慎重な発言をしてきた自民党岸田派の名誉会長の古賀誠元自民党幹事長や、自民党の野田税制調査会長と会談しました。この中で高村氏は『必要最小限度の範囲内であれば、個別的であるか、集団的であるかにかかわらず自衛権は認められる。集団的自衛権の行使容認は日本の安全保障に直接関係がある場合に限ることとし、具体的な要件について検討を進めたい』と述べ、理解を求めました。これに対し、古賀氏は限定的な行使容認はやむをえないという考えを示したうえで、『歯止めは必要だ』として、要件の内容を十分詰めるよう求めたほか、野田氏も「本来は憲法を改正するのが筋だが、それが難しい以上、憲法解釈の変更による行使容認で進めるしかない」と述べて、高村氏の考えに理解を示しました。」

高村氏の主張は、すでに「安全保障の法的基盤の最構築に関する懇談会」（以下「安保法制懇」という。）の座長代理北側伸一氏も述べており、目新しいことではない。しかし、高村氏が、二番煎じにもかかわらず敢えてこれを持ち出したのは、自民党内及び与党間の意見調整のための錦の御旗としてこれを押し立て、個別的か、集団的かを問わず、「必要最小限度の自衛権の範囲」との枠組みを設定し、従来、集団的自衛権行使に関わる問題とされてきたケースにも対処できるようにしようという高等戦術に打って出たのである。

集団的自衛権に対する国内外の批判が強いので、できれば集団的自衛権という言葉を使わず、「静かに、そっと」集団的自衛事態に対処できるようにしてしまおうというわけだ。麻生副総理も拍手喝采しているだろう。

2 判例としての砂川判決

砂川判決は、田中耕太郎長官が、事前に米国駐日大使と面談をしていた事実も明らかとなっており、米国への配慮と政治追随をした最低、最悪の判決、司法の独立に重大な汚点を残したものであった。

その砂川判決でさえ、高村氏や北岡氏が言うような趣旨で、主権国家に固有の自衛権を認めた判決として評価されるべきではないのである。

判決書には、主文と理由が記載されている。理由においては、主文を導くのに必要不可欠な事実認定、法令の解釈・適用を記述した部分と、主文を導くには必ずしも必要ではないことを記述した部分、たとえば話しの筋道として一応触れたに過ぎない部分、はなはだしきは無駄話、脱線部分、言わでもがな部分などがある。判例としての価値があるのは、主文を導くのに必要不可欠な事実認定、法令の解釈・適用を記述した部分であり、それが判例の射程範囲を画することになる。一方、それ以外の記述は、傍論と言われ、判例とはならない。判例研究する際には、このような腑分けをし、「判例の射程」を明確にすることが不可欠である。

そこで砂川判決を腑分けしてみよう。

主文は「原判決を破棄する。本件を東京地方裁判所に差し戻す。」であった。要するに、原審・東京地裁が「アメリカ合衆国軍隊の駐留が、憲法9条2項前段の戦力を保持しない旨の規定に違反し許すべからざるものであるということを前提として、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基く行政協定に伴う刑事特別法2条が、憲法31条に違反し無効である」とした判決を蹴ったのである。

その結論を導くのに必要不可欠な理由を記述した部分は以下のとおりである。

「本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従って、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは第1次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする。」

「果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法 9 条、98 条 2 項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法 9 条 2 項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。」

「原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法 9 条 2 項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および憲法前文の解釈を誤ったものであり、従って、これを前提として本件刑事特別法 2 条を違憲無効としたことも失当」

要するに安保条約が合憲か違憲かには司法判断は及ばないということなのである。いわゆる統治行為論だ。砂川判決の判例としての意義、価値はここまでである。

3 砂川判決の傍論部分

しかるに高村氏や北岡氏は、判例としての意義、価値を全く認められない砂川判決の傍論に飛びついた。まずそのこと自体、彼らのいかがわしさを示して余りあると言ってよい。

だが問題はそれだけにとどまらない。彼らは、その傍論さえも自己の歪んだ鏡に映しこんで誤読をし、マスコミに流し、世論を誤導しようとしていことである。長くなるが砂川判決の判決理由第 1 項に判示された傍論部分を引用してみよう。

「先ず憲法 9 条 2 項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法 9 条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤って犯すに至った軍国主義的行動を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであって、前文および 98 条 2 項の国際協調の精神と相まって、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、9 条 1 項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条 2 項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上か

ら永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しかれば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法9条2項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによって生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによって補い、もってわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全保障等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであって、憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

そこで、右のような憲法9条の趣旨に即して同条2項の法意を考えてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となってこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従って同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」

人のことばかり言えないが法律家の書く文章はやたら長くてくどい。これも長くてくどくどしい文章が続くが、結論は太字部分である。即ち、上記傍論部分は、9条2項の解釈論であり、結論は、外国の駐留軍はそこで保持しないとされた戦力には該当しない、というにある。それをいわんがために長々と冗舌の限りを尽くしているのである。しかもその冗舌たるや、最後には「同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別として」とわざわざ断わっている。冗舌の結末は、憲法9条が「国家固有の権利として自衛権」の行使のための戦力保持を認めたかどうかの判断を留保したのだ。

最後は脱兎の如く、とはいかなかったようである。

憲法9条の解釈として、大きく分類すると三説がある。第一説は、そもそも9条1項自体があらゆる戦争・武力行使等を放棄しており、自衛のための戦争・武力行使も認められないと説く。第二説は、9条1項の「国際紛争を解決する手段としては」との文言を重視

し、1項で放棄したのは侵略のための戦争・武力行使等であって自衛のための戦争・武力行使等は留保している、しかし2項は戦力・交戦権を無条件に否定しているとして、結局、9条全体では一切の戦争・武力行使等が禁止されると説く。第三説は、9条1項を第二説と同じに解し、かつ2項の「前項の目的を達するため」は1項の「国際紛争を解決する手段としては」を受けるのであるから、9条の解釈としては自衛のための戦争・武力の行使等を放棄していないと説く。

芦部信喜は、第一説を有力説、第二説を通説とし、第三説については「説もある」と紹介している（「憲法新版補訂版」岩波書店）。

このような学説の状況を予備知識として仕入れて、もう一度砂川判決の上記傍論部分を読み直してみよう。「国家固有の権利としての自衛権」を認めるのは従来から通説である。しかし、その通説も自衛のための戦争・武力行使等を否定しているのである。してみると上記傍論部分の結末はこれと折り合いをつけたのだといえるであろう。

よって砂川判決は、傍論部分においてさえも「国家固有の権利としての自衛権」のための戦力保持を認めた、あるいは「国家固有の権利としての自衛権」の行使としての戦争・武力行使等を認めたわけではないのだ。

4 国連憲章51条

高村氏も北岡氏も、砂川判決と並んでもうひとつ、国連憲章51条に言及している。彼らはあたかも大発見でもしたかのような顔をしている。しかし、人は、ものごとを論理的に説明できないときには、なにやら権威ありそうなものを持ち出して他者を従わせようとするものだ。「これが目に入らぬか」とばかりに印籠をつきつける、あの水戸黄門の手口だ。だが、こういうことを常套手段とする手合いは、たいがいはペテン師、ハッタリ屋の類と見てよさそうだ。

砂川判決はもう十分だろう。次は国連憲章51条だ。早速条文を読んでみよう。

（1）国連憲章51条を読む

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

確かに、「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と書かれている。しかし、よく読むと無条件ではなく、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」とこれを限定する条件が付されている。どうも単純なことではなさそうだ。ここまでは読み取って欲しいものだ。そこでほかに手がかりはないかと、国連憲章を順番に読んでいくと、重要な条文が目に入ってくる。第2条の第4だ。

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

これが原則なのだ。そうすると51条は例外であるということになる。しかし、それにしても、51条は、集団的自衛権を固有の権利と言っているではないか。その点どう理解したらいいのだろうか。

（2）国際法上の自衛権

まず大前提としてこの51条の規定がなされる前には、国際法上、集団的自衛権なる概念は存在していなかったということを確認しておこう。

世界にはじめて、戦争と平和に関する包括的な国際法秩序が成立したのは、欧州諸国を疲弊させた30年戦争がようやく終了した1648年のことだ。欧州諸国間で取り交わされたウェストファリア条約がそれだ。その当時、国際法上の通念として妥当していたのは無差別戦争観であった。戦争は正義であれ、不正義であれ許されるというものだ。

人類は、そこから一步一步前進し、第一次世界大戦後の国際連盟規約、1928年のパリ条約により、侵略戦争違法観がようやく国際社会において市民権を得るに至った。ようやく侵略戦争は違法であるということになったのだ。その一方で自衛権行使は認められた。ここでいわれた自衛権とは、個別的自衛権のことであった。

これでは戦争はなくなる。実際、第二次世界大戦を防ぐことができなかった。そこで連合国主要国は、そのことの痛切な反省の上に立って、戦後の国際社会に、国際連盟よりも強力な普遍的国際組織（以下「国連」という。）を組織し、個別主権国家による戦争、武力行使を禁止し、国連の規制のもとに置く集団的安全保障体制を構築することを構想した。

この構想がハッキリ打ち出されたのは、早くも1943年10月に開催された、米・英・中・ソ四大国によるモスクワ会議であった。次いで1944年10月、米・英・中・ソ四大国によるダンバートン・オークス会議（ワシントン郊外ダンバートン・オークスで開催

されたことからこう呼ばれる。)で、国連憲章の基礎となった「一般的国際機構設立に関する提案」(ダンバートン・オークス提案)が採択された。

このダンバートン・オークス提案では、武力行使の一般的禁止と地域的紛争の解決のために武力行使をするには国連・安全保障理事会(以下「安保理」という。)の許可を要することとされていただけで、現在の51条に相当する例外規定はなかった。

現在のように51条に、集団的自衛権と個別的自衛権が取り入れられるに至るには紆余曲折があった。そのきっかけとなったのは1945年2月、米・英・ソ三国によるヤルタ会談である。ヤルタ会談では、千島・樺太をソ連に帰属させることを見返りにソ連が対日参戦することを内容とする不当な密約など、それまでの民主主義・国際協調を旨とする戦後構想とは異質な不純要素が持ち込まれた。安保理の大国間一致の原則もその一つである。

米国は長らくモンロー主義の伝統があったから国連によって行動の自由が制約されることを嫌い、安保理の決議には自己を含む大国間の一致の原則を求めた。これを米国とは異なる思惑からソ連が支持し、採用されたのであった。その後の米ソ対立の進行は、このような大国一致の原則を決めたことにより安保理が適時、適切な措置を決め、行動できない懸念を生じさせることになった。

同年3月、中南米諸国による米州会議(メキシコシティ郊外のチャプルテペックで開催されたので「チャプルテペック会議」と呼ばれる。)において、米州諸国のいずれか一国に対する攻撃は全ての加盟国に対する侵略行為とみなされ、一致して軍事力の行使を含む対抗措置をとることが確認された。これをチャプルテペック決議というのであるが、この決議はダンバートン・オークス提案とは抵触するものであった。

同年4月、国連憲章作成のために開催されたサンフランシスコ会議では、チャプルテペック決議に拠った中南米諸国への対応、ヤルタ会談で確認された安全保障理事における五大国一致の原則に関わって、米、英、仏の駆け引きの結果、ダンバートン・オークス提案からは大きく後退した内容で妥協が成立したのであった。それが現在51条である。

ただ、そこでの議論を通じて、個別的自衛権については「固有の(inherent)権利」という議論はなされていたが集団的自衛権についてはそのような議論はなされていないにもかかわらず、成文において突如として集団的自衛権も「固有の(inherent)権利」であるかの如き文章とされてしまったものであること、個別的自衛権にしても集団的自衛権にしても、あくまでも51条の要件を満たす場合に、例外的・暫定的に認められたに過ぎず、その行使は安保理のコントロールのもとに置かれるとの確認がなされたことが明らかとなっている。

これらを通じて突如浮上した集団的自衛権とは、諸国家が同盟関係を結び、仮想敵国を

想定して、個別に対抗しあうという勢力均衡論、パワーポリティックス的国際関係観に立つものである。一方、51条を含む国連憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に対する行動」国連がめざす集団的安全保障体制は、そのような国際関係観の否定の上に立った普遍的平和の実現を目指すものである。集団的自衛権の野放図な容認は集団的安全保障体制の自己否定となる。集団的自衛権が暫定的・例外的な権利であると論ずる所以はここにある。

よって51条の文言に基づいて、集団的自衛権を国家固有の権利であるなどと積極的に賞揚することは国連の墓堀人のすることであって許すべからざることである。

5 自衛権に関する政府見解

ではわが国政府は、憲法9条のもとで自衛権をどう位置づけてきたのであろうか。その経過をざっと見ておこう。

(1) 自衛のための実力もしくは自衛力

政府は、1946年6月25日に始まる第90帝国議会（憲法制定議会）における憲法改正に関わる論戦において、9条第1項は直接的には自衛権を放棄していないが、第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果自衛権の発動としての戦争も放棄したとの見解に基づき、論戦を乗り切り、日本国憲法を成立させた。

この政府見解のもとで、1950年8月・警察予備隊創設、1952年7月・保安隊及び警備隊創設と、これに反対する国民運動が展開され、国会でも論戦が繰り上げられた。そういう状況で、時の吉田内閣は、同年11月、「①9条2項の戦力とは、近代戦争に役立つ程度の装備、編成を備えるもの、②陸海軍とは、戦争目的のために装備編成された組織体、③戦力とは人的、物的に組織化された総合力で、兵器そのものは戦力ではない、④保安隊は組織目的と装備編成から判断して、近代戦争遂行の能力がないから戦力にはあたらない」とする統一見解を示し、既成事実を追認した。

さらに、1954年6月、自衛隊が創設されると、同年12月、「9条は独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のための必要相当な実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない」との鳩山内閣統一見解によって、自衛のための実力部隊保持を認めるに至った。

なお、この延長線上で、「を憲法第9条は、我が国が主権国家として有する固有の自衛権を否定しておらず、この自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、同条第2項によって禁じられてはいないというのがかねてからの政府の見解であり、この自衛のための必要最小限度の実力、すなわち自衛力の具体的な限度については、その時々国際情勢、軍事技術の水準等により変わり得る相対的な面を有することは

否定し得ないものであるということも、従来から一貫して政府が申し述べてきたところである。この解釈は、今日においても全く変わりはない。なお、いかなる場合においても、この自衛のための必要最小限度という限界を超えて防衛力を増強することが許されないこととはいうまでもない。」と敷衍されることもあった（１９８１年５月・日衆議院内閣委員会塩田防衛局長答弁）。

（２）自衛権行使の限界

政府は、その一方で、「いわゆる自衛権の限界は・・・急迫不正の侵害、即ち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないこと、さらに必要最小限度それを防御するために必要な方法をとるという三つの原則を厳格なる自衛権行使の要件と考える」（同年４月、衆院内閣委佐藤達夫法制局長官答弁）と自衛権について厳格な枠をはめたのであった。その後、度々、これを補強し、あるいはこれを繰り返す見解が示されている。

これが自衛権行使に関する三要件である。わかりやすくするために箇条書きしてみよう。

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

①からは、わが国に対する攻撃のおそれだけがあるということだかではだめであり、まさに攻撃が急迫もしくは現在していなければならないこと、他国や他国部隊への攻撃に関しては認められないこと、あるいは海外の日本国民が危険にさらされているとして自国民救出のために攻撃することは認められないことなどが導きだされる。

②からは、たとえば外交交渉、第三国の仲介、国際機関への提訴など相手国からの攻撃回避のためのありとあらゆる手段を尽くしても攻撃を避けられず、反撃する以外に方法がないという場合にはじめて認められることとなる。

③からは、過剰反撃は認められないこと、端的に言えば侵入部隊を領土、領海、領空から撃退することがその限度であるということが導かれる。

（３）「必要最小限度」という言葉の二義性

おわかりのように「必要最小限度」という言葉が、自衛のための実力もしくは自衛力を画するための量的・質的限度の意味にも使われているし、自衛権行使の限度、即ち反撃の限度画するためにも使われている。つまり政府見解は、「必要最小限度」という言葉を、異なる次元において使い分けをしているのである。前者の意味であれば、自衛のための実力もしくは自衛力の量的・質的限度は「その時々国際情勢、軍事技術の水準等により変わ

り得る相対的な面を有する」ということになる。しかし、後者の意味であれば、自衛権行使の三要件の一つとしての反撃の限度は、一義的に定まっている。

さて既に集団的自衛権は認められないとの政府見解は確立しているが、それは自衛権行使三要件から論理的に導かれる結論であり、「必要最小限度」であれば集団的自衛権の行使も認められるというのは論理矛盾である。

一方、高村氏は、個別的であれ、集団的であれ、必要最小限度の自衛権は認められると主張する。彼が用いる「必要最小限度」とは、従来の政府見解で、自衛のための実力もしくは自衛力の量的・質的能力の限度を画するために用いられて来た相対的な概念としてのそれであり、自衛権行使の限界を画する三要件中の「必要最小限度」ではない。しかる彼は、その相対的概念としての「必要最小限度」を、自衛権行使の三要件中の「必要最小限度」であるかのように転化し、しかも他の二要件をオミットしてしまった。かくして彼は、個別的であれ、集団的であれ、必要最小限度の自衛権の行使は認められるという従来の政府見解とは似て非なる結論を導き出したのである。このデマゴギー的手法をよくよく理解していただきたい。

5 最後に

「朝日新聞」は4月6日付社説で、高村氏の発言、論理を牽強附会と批判した。これは正しい。しかし砂川判決は個別的自衛権を認めた判決であるとの公明党・山口委員長のコメントを肯定していること、国連憲章51条への言及がないのは掘り下げ不足である。

批判的に考察するとは、全面的かつ言葉の本来の意味でラディカルでなければならない。高村氏の発言、論理は、これまで集団的自衛権に慎重だった自民党の有力者らをコロッとまいらせてしまったようである。中途半端はだめなのだ。徹底的な批判が望まれる。

(了)

参考文献

- 1959年12月16日砂川事件最高裁大法廷判決（判例時報208号10頁）
- 北岡伸一「現代における平和と集団的自衛権」（中央公論2013年10月号）
- 芦部信喜「憲法新版補訂版」（岩波書店）
- 浦部法穂「全訂憲法学教室」（日本評論社）
- 新井章「憲法第九条と安保・自衛隊」（同上）
- 同上「体験的憲法裁判史」（岩波同時代ライブラリー）
- 朝日新聞2014年4月6日付「社説」
- 阪田雅弘（聞き手川口創）『法の番人』内閣法制局の矜持（大月書店）
- 豊下櫛彦「集団的自衛権とは何か」（岩波新書）

浅井基文「集团的自衛権と日本国憲法」（集英社新書）

松竹伸幸「集团的自衛権の深層」（平凡社新書）

樋口陽一・大須賀明「日本国憲法資料集第4版」（三省堂）

山中永之佑ほか「資料で考える憲法（第2版）」（法律文化社）